資料２－２

小瀬川流域治水協議会　規約

（設　置）
第 一 条　本会議は、「小瀬川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目　的）
第 二 条　本協議会は、気候変動等による近年頻発する激甚な水害に備え、小瀬川流域全体で水害被害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。

（協議会の構成）
第 三 条　協議会は別表１の職にある者をもって構成する。
２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
３　第１項による者のほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）
第 四 条　協議会に幹事会を置く。
２　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。
３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
４　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に資する各種対策の検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
５　第２項による者のほか、必要に応じて幹事会構成員の同意を得て、別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）
第 五 条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
一　小瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討
二　河川における対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表
三　「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
四　その他、流域治水に関して必要な事項

（会議の公開）
第 六 条　協議会は原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
２　幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）
第 七 条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）
第 八 条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
２　事務局は、中国地方整備局太田川河川事務所で行う。
３　事務局は必要に応じて、各構成員の担当者を招集し、担当者会議を開催できる。

（雑　則）
第 九 条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附　則）
第 十 条　本規約は、令和２年８月２５日から施行する。
一部改定　令和３年３月１７日
一部改定　令和４年２月２８日
一部改定　令和５年６月７日
一部改定　令和６年５月１３日

別表１

小瀬川流域治水協議会　　委員

（委員）

大竹市長

廿日市市長

岩国市長

和木町長

広島県　　農林水産局 林業課長

農林水産局 森林保全課長

農林水産局 農業基盤課長

西部建設事務所廿日市支所長

山口県　　土木建築部長

林野庁　　近畿中国森林管理局 広島森林管理署長

気象庁　　広島地方気象台長

下関地方気象台長

国土交通省　中国地方整備局 太田川河川事務所長

中国地方整備局 弥栄ダム管理所長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 広島水源林整備事務所長

（オブザーバー）

農林水産省　中国四国農政局　農村振興部　洪水調節機能強化対策官

中国電力株式会社 西部水力センター所長

別表２

小瀬川流域治水協議会　　幹事

（幹事）

大竹市	総務部危機管理課長
	建設部参事兼土木課長事務取扱
	建設部都市計画課長
	上下水道局工務課長
廿日市市	建設総務課長
	維持管理課長
	都市計画課長
	農林水産課長
岩国市	総務部危機管理課長
	建設部河川課長
	建設部都市排水施設課長
和木町	企画総務課長
	都市建設課長
広島県	農林水産局　林業課主査
	農林水産局　森林保全課主査
	農林水産局　農業基盤課主査
	西部建設事務所廿日市支所　次長
山口県	土木建築部都市計画課長
	土木建築部河川課長
気象庁	広島地方気象台　防災管理官
	下関地方気象台　防災管理官
国土交通省	中国地方整備局　太田川河川事務所副所長
	中国地方整備局　弥栄ダム管理所長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 広島水源林整備事務所 主幹

（オブザーバー）

岩国市	建設部下水道課長
	都市開発部都市計画課長
山口県	農林水産部森林整備課主幹
	土木建築部砂防課長
農林水産省	中国四国農政局 農村振興部設計課 事業計画管理官
林野庁	近畿中国森林管理局　広島森林管理署森林土木指導官